

令和8年3月25日

郡市区等医師会長 様

大阪府医師会
会長 加納康至
(公印省略)

予防接種法に基づく健康被害救済制度に関して留意いただきたい事項について

平素は本会事業の推進に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、標記について別添のとおり、日本医師会を通じて厚生労働省より通知がありました。

予防接種健康被害救済制度は、予防接種法に基づく定期の予防接種等を受けた方を対象に、極めて稀ですが不可避免的に生じてしまう予防接種後の健康被害について迅速な救済を行うための制度であり、接種後に健康被害を生じた方については、制度の趣旨を踏まえ、適切に救済がなされる必要があります。

本事務連絡は、予防接種を受けられた方や医療関係者が、予防接種健康被害救済制度についてより一層の理解を深めるとともに、同制度に基づく申請を希望される方が円滑に手続を行うことができるよう、自治体に対して留意事項が示されたものです。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知くださいますよう、何卒よろしく願い申し上げます。

※日本医師会メンバーズルームから文書の閲覧が可能です。

https://www.med.or.jp/japanese/members/bunsho/data3/kenko2/2025ken2_2059.pdf

閲覧にはユーザー名とパスワードでのログインが必要です。

○ ユーザー名：会員ID（日医刊行物送付番号・宛名シール下部に印刷）の10桁の数字（半角入力）

○ パスワード：生年月日の「西暦の下2桁、月2桁、日2桁」を並べた6桁の数字（半角入力）

【担当】大阪府医師会地域医療課 伊藤
TEL：06-6763-7012